# 若松あんしん情報セット
# 取扱説明書

**使用前に必ずお読みください**

この取扱説明書は、若松あんしん情報セットを利用する際に重要な注意事項を示しています。
よくお読みの上、仕組みを理解して正しくご利用ください。
お読みになったあとは、リーフレットとともに、いつでも見られるところに
必ず保管してください。

**A** 専用容器

**B** 救急携帯カード

**C** 若松区あんしんホットライン

□冷蔵庫に**A**専用容器が保管され、指定の場所にシール等が貼られている場合は、専用容器保持者が情報の共有に同意したものとみなします。連絡を受けてかけつけた人は、救護活動のため状況に応じて、本人や同居人の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けて情報を使用することがあります。

※指定の場所にシール等が貼られていないときは、かけつけた人が情報を利用できないことがありますので、同意する場合は、必ずシール等の掲示をお願いします。

□連絡を受けてかけつけた人とは、主に医師・救急隊・行政等の関係者や民生委員等の社会福祉関係者、ヘルパー等の福祉施設関係者、その他自治会等地域で見守り活動を行っている人等を想定しています。

□**A**専用容器の情報は、連絡を受けてかけつけた人が救護活動に必要と判断した場合に活用します。そのため、**A**専用容器保持者とわかっている場合でも、その救護活動によっては、活用されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

□取扱説明書にそって**A**専用容器を準備し、冷蔵庫に保管しているからといって、連絡を受けてかけつけた人が、その情報を必ず使用することを保障するものではありません。

□情報を活用する範囲は、その時の状況とかけつけた人の判断によります。医療情報はもちろん、その他の欄への希望や伝言等、あなたが記入した情報を元に状況に応じて救護活動に役立てますが、必ず実行されるものではないということをご理解いただき、ご了承の上ご利用ください。

**＊ご注意**

若松あんしん情報セットの利用において、救護活動に携わった「連絡を受けてかけつけた人」や、このセットを製作した「若松あんしんネットワーク」は、このセットを利用している人の救護活動において、下記の場合や何らかの問題があった場合でも、責任は負いかねますので、ご了承の上、自己の責任においてご利用ください。

▼かけつけた人が救護時に情報を使用しなかったことを理由にするもの
▼**A**専用容器で情報を保管している間に、不審者等に悪用され、損害を受けたことを理由にするもの

# A専用容器の取扱い

A
- ①専用容器
- ②救急シート(×2)
- ③掲示用シール
- ④掲示用マグネット
- ⑤専用袋(×2)
- ⑥薬袋(×2)

A

①

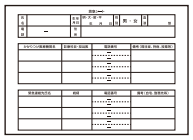
②

③

④

⑤

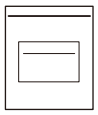
⑥

## 「救急シート」の記入方法

### 記入見本:おもて

救急シート

| 氏名 | 若松　太郎 | 生年月日 | 明・大・昭・平 7年 1月 1日 | 性別 | 男・女 | 血液 | A 型 ❶ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電話 | 000−0000 | 住所 | 若松区　○□町　1−2−3−若松荘456 ❷ | | | | |

| かかりつけ医療機関名 | 診療科目・担当医 | 電話番号 | 備考(既往症、持病、投薬等) |
|---|---|---|---|
| ○□病院 ❸ | 呼吸器科 ❹ | △△−□□□□ | ぜんそく、高血圧 ❺ |
| △△内科クリニック | 内科 | △△△−□□□□ | 糖尿病 |
| □□薬局 | | △△△−□□□□ | ワカリン15mg |

| 緊急連絡先氏名 | 続柄 | 電話番号 | 備考(自宅、勤務先等) |
|---|---|---|---|
| 若松　次郎 ❻ | 子 | △△△−□□□□ | 勤務先 |
| | | ○○○△△△△−□□□□ | 携帯 |
| 若松　花子 | 妹 ❼ | △△△−□□□□ | 自宅 |
| 田中　三郎 | 成年後見人 | ~~△△△−□□□□~~ ❽ △△△−□□□□ | |

### 記入見本:うら

| | ケアマネジャー、福祉関係者、福祉施設 | 事業所名 | 電話番号 | 担当者名 |
|---|---|---|---|---|
| ❾ | ケアマネジャー | ○△事業所 | △△△−□□□□ | 伊藤　四子 |
| | ホームヘルパー | □△事業者 | △△△−□□□□ | 井上　吾朗 |
| | 民生委員 | | △△△−□□□□ | 石田　六郎 |

| その他 | 緊急連絡をする際は、近くに住む次郎にお願いします。 ❿ |
|---|---|

| ❶ 同意チェック封 | 本人写真 | 診療券(写) | 薬剤情報提供書(写) | お薬手帳(写) | 薬 | 救急シート |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1 | 4 | 2 | 1 | 5 | 1 |

[同意欄]
容器の中の情報を、もしもの際、連絡を受けてかけつけた人が活用することに同意します。

平成 21年 2月28日 ⓬
本人署名 若松　太郎

| ⓭ 平成21年 3月31日 変更確認 | 平成　年　月　日 変更確認 | 平成　年　月　日 変更確認 | 平成　年　月　日 変更確認 |
|---|---|---|---|

❶ 血液型を調べたことがない、わからない場合は不明と記入。

❷ マンション名、部屋番号まで記入。

❸ あなたの身体状況をよく把握している医療機関を優先して記入。

❹ 緊急時の連絡先を聞いている場合は、下段に記入。

❺ 伝えておきたい既往症、持病、投薬情報を記入。

❻ あなたのことをよく把握している方を優先して記入。

❼ 連絡先は、携帯電話など緊急時につながる番号がある場合は、下段に記入。

❽ 内容変更があるときは、二重線で消して朱書訂正。

❾ あなたのことをよく把握している福祉関係者を記入。特にケアマネジャーは必ず確認して記入。

❿ 特殊疾病がある場合の病院との取り決めごと、アレルギー、手術した病気等伝えておきたいこと、緊急時に役立つことがあれば記入。

⓫ A専用容器に入れている資料を確認し、資料数をいれておく

⓬ 内容をよく読み、同意いただいた上で、必ず、ご自身で記入日、名字とお名前すべてを記入。
代筆の場合は、余白に代筆する方の氏名、関係も併せて記入。

⓭ 内容変更日・確認日を記入し、履歴を残す。

＊救急シートに記入した情報に変更があったときは、速やかに朱書きで内容を書きかえ、変更した日もあわせて記入し、履歴を残してください。

## ●A専用容器に一緒に入れるもの

薬剤情報提供書(写し)

くすりの手帳(写し)

薬

診察券(写し)

写真(本人確認用)

救急シートと一緒に保管する情報は、状況に応じてコピーをとるなどして準備してください。なお、コピーの際には、コピー機の上に原本を置き忘れるなどして、紛失しないようご注意ください。

**投薬情報・薬**＝救急シートの欄ではすべて書けません。薬の写真つき「薬剤情報提供書」(写し)か薬の履歴が整理されている「くすりの手帳」(写し)を保管すれば、薬の名前、量がはっきり伝わります。薬袋に見本の薬を入れておくとよいでしょう。

**診察券**＝かかりつけ医の情報は、救急シート等で整理されていますが、診療科目が多かったり、転記ミスに備えるため、補足情報として診察券(写し)を入れておくとよいでしょう。

**写　真**＝保管されている情報が誰のものかわかるように入れます。
裏面に名前を書くとよいでしょう。

※このA専用容器に、健康保険証の原本や財産にかかる情報を保管すると、盗難や悪用された場合、重大な被害を受ける恐れがありますので、絶対に保管してはいけません。

## ●情報を保管しよう　～専用袋をA専用容器に入れ冷蔵庫へ～

救急シートと医療情報が整理できましたら、専用袋に入れて、表面に名前を書きます。
袋を閉じてまるめてA専用容器に保管し、ふたを閉め、冷蔵庫に保管します。

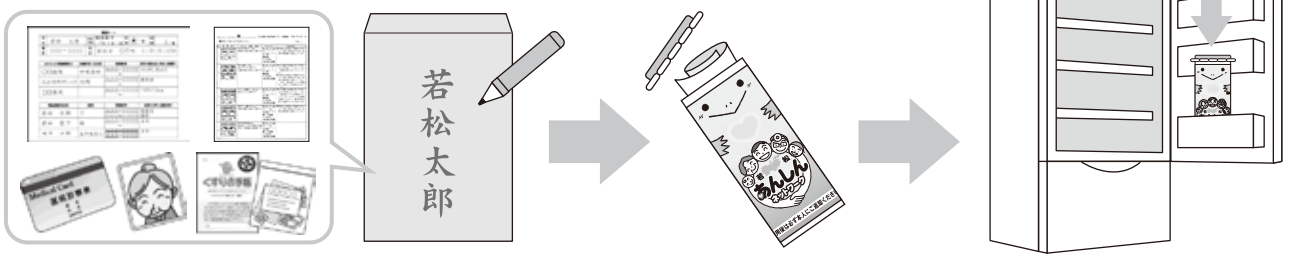


①救急シートと医療情報を袋につめ名前を記入　②まるめてA専用容器の中へ　③冷蔵庫に立てて保管

**＊同居人等2人目の情報保管について**

このセットには、2人分の情報が保管できるように資料を2人分同封しています。2人目の情報を保管する場合は、1人目と同様に整理して、もうひとつの専用袋に入れ名前を記入し、同じA専用容器の中に一緒に保管します。
救護の際にA専用容器から対象の1人分をすばやく取り出せるように情報の保管は最大2人までとしましょう。

## ●マグネット・シールを貼る場所　～かけつけた人にわかりやすく～

長方形の掲示用マグネットは、白いところに油性ペンでかかりつけ医の連絡先を記入し、冷蔵庫に貼ります。磁石なので貼り直しができます。

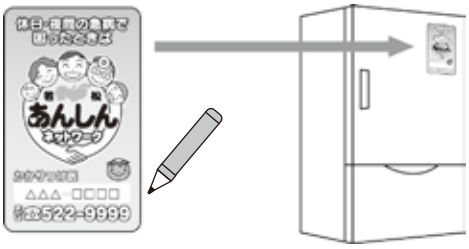


正方形の掲示用シールは、はくり紙をはがして玄関のドアの**室内側**に貼ります。
貼り直しができませんのでご注意ください。

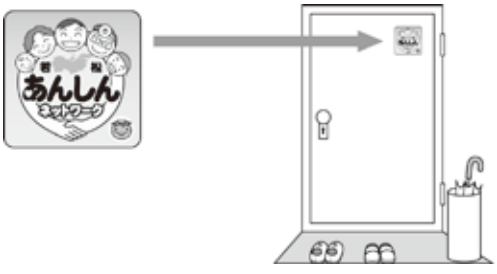

## B 救急携帯カードの取扱い・記入方法

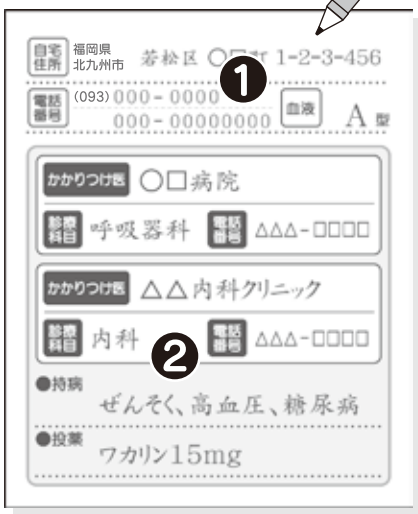


＊折りたたんで財布などに入れて、出かけるときに携帯しましょう。

1. 救急シートに記入した情報を元に、優先順位の高い順に転記。
2. 緊急のときに伝えておきたい持病や投薬情報を記入。
3. ケアマネジャーは、あなたの状況をよく把握しているので、必ず確認し記入。
4. 備考欄には、救急時に役立つ情報等を記入。

**保管場所：財布など**

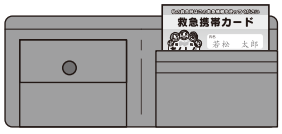


## C 若松区あんしんホットラインの取扱い・記入方法

1. 特記事項欄は、介護サービス等の情報を記入。
2. 救急シートに記入した情報を元に、優先順位の高い順に転記。
3. 福祉関係者の情報を記入。特にケアマネジャーは、あなたの状況をよく把握しているので、必ず確認し記入。
4. 地域の情報は、あなたの役に立つ情報を記入。

中面の緊急連絡先一覧は、普段の生活に役立ちますので、いつでも取り出して利用できるようにしましょう。

**保管場所：電話付近など**

＊電話付近などに「D応急手当のてびき」とともにつるしておき、万一の際に備えておきましょう。

**＊携帯ノート版の利用について**

中面がノートになっていますので、記入欄内におさまらなかった情報や伝達したいことなどを自由に書くことができます。ご自分のための緊急対応ノートとして活用ください。

# 困ったときにはQ&A

**Q 専用容器を備えることで、救急時の対応を保証するような行政サービスですか？**

A これを使うことで行政サービスが受けられるといったものではありません。若松あんしんネットワークが、救急救命時に役立つ道具として製作したものです。万一に備えておきたい人が自分自身の責任で情報を準備します。その情報を緊急の際、連絡を受けてかけつけた人が救護活動に役立てるものです。
若松あんしんネットワークでは、この道具の目的と活用について連携の協力を得るために、関係機関・団体に情報を提供して連携を進めています。

**Q 専用容器はどういった人が使用しますか？**

A あなたの緊急連絡を受けてかけつけた人ですので、信用のおける人か、救護活動に関わる人と考えられます。救急隊員に必要な情報を提供するため、一般的には、同居人や家族はもちろん、地域の福祉関係者や行政などの人たちがかけつけると考えられます。
また、一人暮らしの方のもとへかけつけた時に、本人の意識がなく、情報が得られない場合は、救急隊自身が活用することがあるかもしれません。

**Q 専用容器は、どういったときに利用されるのですか？**

A 専用容器は、連絡を受けてかけつけた人があなたの救命のために情報が不足している場合の最後の手段として活用することを想定しています。あなた自身や同居人等により必要な情報が得られる場合は、使用されません。

**Q 救急シートに情報を記入したのに、診察券や投薬情報の写しを入れるのはなぜですか？**

A 救急シートだけでは、記入欄が限られているため、情報補完用や転記ミスがあった場合に備えて入れておきます。特に投薬情報は、薬の名前、量など多くの情報が必要になります。原本を入れておくか写しにするかは、あなたの判断にお任せしますが、書くよりも写しを保管する方が簡単です。写しの際に原本をコピー機の上に忘れないようにご注意ください。

**Q 救急シートに伝言を書いていましたが、実行されていません。**

A 情報を活用した際はあなたの救命活動を優先しています。情報を活用する範囲は、その時の状況とかけつけた人の判断によります。
例えば、搬送先の医療機関は、本人の状態や受け入れ先の状況等により決められますので、かかりつけ医療機関が記入されていたとしてもそこに優先的に搬送されるものではありません。あなたが記入した情報を元に状況に応じて救護活動に役立てますが、希望や伝言等が書かれていても、必ず実行されることではないということをご理解ください。

**Q 家族や親族が身近にいなくて、連絡先が書けないのですが。**

A お友達や地域の方に緊急連絡先になってもらえるよう、普段から話し合っておくとよいでしょう。
あなたの地域の民生委員・児童委員は、あなたのよき相談相手です。また、あなたの友達が緊急連絡先を引き受けてくれたならば、もちろんあなた自身も友達の緊急連絡先になり、お互いに支えあうようにしましょう。
介護サービスを受けている方にとって、ケアマネジャーは、あなたの情報をまとめて把握している方ですので、必ず、記入しておいてください。

**Q 専用容器に入れたいものがあるのですが。**

A 例示された以外のものを入れると、必要な情報が取り出しにくくなり、救護活動の妨げになるおそれがあります。救命用の情報と割り切り、余計なものは入れない方がよいでしょう。
特に財産に関わる情報は、不審者によって悪用されると重大な被害につながる恐れがありますので絶対にやめましょう。

**Q なぜ冷蔵庫に保管するのですか？**

A 保管場所を固定して救急時に必要な情報を発見しやすくするためです。なぜなら、連絡を受けてかけつけた人がすぐに情報を探し出す必要があるからです。
そのための最適な保管場所がどこの家にも台所あたりにある冷蔵庫です。冷蔵庫は、来客者が来ても勝手にあけるところではないため、他の保管場所と比べてプライバシーが守られやすい場所と考えています。

**Q 専用容器に保管した情報を管理する上で注意点はありますか？**

A 保管する情報は、あなたを助けてくれる情報であると同時に悪用されると重大な損害を受ける可能性のあるプライバシー情報です。あなた自身が保管している情報なので誰も守ってくれません。これらの情報は、すべて自己の責任において管理するようになりますので、記入する内容や保管には十分注意が必要です。
特に、この専用容器が活用されるということは、悪意を持った者に狙われるおそれがあると常に意識しておくことが大切です。

**Q 同意欄やシール掲示に意味がありますか？**

A 同意欄の記入とシール等の掲示により、保管している情報の第三者使用の同意が得られたものとみなし、本人及び同居人の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けて情報を取り出せます。もしも、同意欄の記入やシール等の掲示がなければ、かけつけた人が冷蔵庫を開けたり、情報を見つけて活用したりできなくなるおそれがあります。

**Q 連絡を受けてかけつけたのですが、まずは、どうしたらよいですか？**

A まず、本人の状況を確認し、緊急の必要があれば119番通報します。「応急手当のてびき」に通報の仕方や救急車が到着するまでの応急手当の仕方がありますので参考にしてください。
本人が病状を言える状況でなければ、あなたが代わって救急隊に状況を伝える必要があります。専用容器を備えている証である玄関室内側のシールを確認したら、冷蔵庫を開け、専用容器を取り出し、救護活動に役立ててください。
なお、情報を使用した後は、専用容器ごと元の場所に戻してください。

**Q ３人以上の世帯ではどうしたらよいですか？**

A このセットのうち専用容器の活用は、同世帯に2人以下で生活している高齢者や障害者、健康上不安を抱えている人を対象としています。
なぜなら、３人以上の世帯であれば緊急時に誰かが情報を伝えることができると考えられるからです。ただし、1人暮らしの方や長時間1人でいることが多い状況では、必要な場合もありますので、個別にご相談ください。

**Q 若松区以外に住む人にあげたいのですが。**

A このセットは、若松あんしんネットワークが製作して配布したものです。そのため、この目的と活用方法を理解しているのは、若松区の関係団体に限ります。もし、他区や他市で使用されても、専用容器が冷蔵庫に保管されていることも医療情報が整理されていることも知られていませんので、若松区以外での使用は、その目的が果たせません。

**Q これまで使ってきた「若松区あんしんホットライン」だけではだめですか？**

A 平成16年度より、救護活動につなげるリーフレットとして活用していますが、①保管する場所が一定でないので緊急時に探せない、②記入欄に制限があるので更新されにくい、③記入情報が新しいのか古いのかわからない、ことが課題でした。今回それを補完するために専用容器を準備しました。記入している情報は、おおむね同じですが、両方準備しておくことで緊急時の備えがより万全になります。
専用容器は冷蔵庫に、ホットラインは電話近くに置いておくとよいでしょう。

# 情報の保管についての注意事項

この若松あんしん情報セットに記入･保管する情報は、
あなた自身の最も重要度が高い個人情報を含みますので、下記の事項を
よくお読みの上、保管する際は十分注意して管理するよう心がけてください。

## 重要 情報に変更があったら、速やかに訂正して緊急時に備えましょう。

□この若松あんしん情報セットに付属するA専用容器、B救急携帯カード、C若松区あんしんホットラインに記入･整理する情報は、あなた自身の最も重要度が高い個人情報を含みます。この取扱説明書には、情報の整理の仕方や記入方法の例が記されておりますが、特にA専用容器に入れる情報やその範囲は、ご自身あるいは信頼できる家族や医療･福祉関係者と相談の上で十分検討し、ご自身の判断と責任でご記入･整理してください。

□保管している情報が現時点の最新の情報でなければ役に立ちません。記入したかかりつけ医や緊急連絡先等情報に変更があった場合は、速やかに訂正して使用してください。古い情報のままですと逆に救護活動の妨げになり、迅速な連携が取れない恐れがあります。情報の信頼度を測る目安として、記入日、変更日を必ず記しておき、履歴を残すことで、万一の緊急時に備えます。記入･変更の日付が近いほど最新の情報と思われ、逆に離れているほど、現状かどうか判断しづらくなり、情報の確認に時間を要することになります。

□A専用容器は、冷蔵庫に保管しているため、他の保管場所よりは、プライバシーの保護に配慮されていると考えられますが、安全のために定期的に保管状態を確認するようにしてください。

□A専用容器内に保管した情報は、悪用されるとあなたに重大な損害を与える恐れがあります。特に健康保険証の原本や財産にかかる情報などは、A専用容器の中に絶対に入れないでください。また、活用例以外のものをA専用容器に保管していると、かけつけた人が緊急時に使用しづらくなり、救護活動の妨げになる場合がありますのでご注意ください。